



平成 27 年 6 月 26 日

各 位

上場会社名：日本KFCホールディングス株式会社
本社所在地：東京都渋谷区恵比寿南一丁目 15 番 1 号
コード番号：9873
上場取引所：東京証券取引所（市場第2部）
問合せ先：執行役員 企画広報部 部長 竹井 勤
電話：(03) 5722-7229

定款一部変更に関するお知らせ

日本KFCホールディングス株式会社（本社：東京、社長：近藤正樹、資本金：72億9,750万円）は、本日開催の当社第46期定時株主総会にて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第29条および第38条の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（<u>社外取締役</u>との責任限定契約） 第 29 条 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額</p>	<p>（<u>非業務執行取締役</u>との責任限定契約） 第 29 条 当社は<u>非業務執行取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠</p>

は、金 500 万以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となる。	償責任の限度額は、金 500 万以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となる。
--	---

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 38 条</p> <p>当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となる。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 38 条</p> <p>当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となる。</p>

3. 日程

定款変更を付議する株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

以上